認定に関する料金規程

JAB N401:2026

第 31 版：2026 年 7 月 22 日
第 1 版：2001 年 4 月 1 日

公益財団法人 日本適合性認定協会

目　次

１．目的 3
２．この規程の改定 3
３．通貨 3
４．料金／費用の種類 3
５．請求 4
６．支払い 5
７．遅延・滞納、及び不正確な申告 5
８．認定審査が変更、中断、中止となった場合 5
９．認定の地位が変更となった場合（一時停止及び取消し） 6
１０．前受金 6
１１．特例措置 7
附則 7
附属書Ａ マネジメントシステム認証機関の料金 8
附属書Ｂ 要員認証機関の料金 12
附属書Ｃ 製品認証機関の料金 15
附属書Ｄ 温室効果ガス妥当性確認・検証機関の料金 19
附属書Ｅ 試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、臨床検査室、バイオバンクの料金 23
附属書 Ｆ 請求時期 25
附属書Ｇ 日本語以外の言語を使用する場合の料金(全認定スキーム共通) 26
附属書 Ｈ 国内定額移動費　（全ての認定スキーム共通） 27

認定に関する料金規程

１．目的

この規程は、公益財団法人 日本適合性認定協会（以下、本協会という。）の認定の取得及び維持のための料金を定める。

２．この規程の改定

本協会は、物価の変動、人件費を含む経営を取り巻く環境や認定活動に関連する要求事項等の変更によって生じる影響を鑑み、この規程を改定することがある。

３．通貨

この規程の料金は日本円で定める。料金の請求及び支払いも円建てとする。

４．料金／費用の種類

料金の詳細は認定スキーム別に附属書に定める。この規程に定めのない審査に関する料金／費用については、事前にその旨を機関に通知の上、これを別に請求する場合がある。

4.1 手数料

4.1.1 申請料

申請に伴う事務手数料。なお、いかなる場合であっても一旦支払われた申請料は、返還しない。

4.1.2 認定登録料

初回認定、認定周期の更新、認定範囲の拡大が承認されたときの登録に伴う事務手数料。

4.1.3 認定証改定手数料（マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、製品認証機関、温室効果ガス妥当性確認・検証機関のみ）

4.1.2 の認定登録料が適用されない場合の、認定証改定時の事務手数料。

認定基準や認証規格等の改定に伴う認定の移行や、認定範囲の変更・縮小、適用技術文書の追加・削除、機関情報の変更等に伴う認定証の改定発行時に適用。

4.1.4 認定証のレプリカ（複製）発行手数料（マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、製品認証機関、温室効果ガス妥当性確認・検証機関のみ）

認定証の複製の発行手数料。

4.2 審査関連費用

4.2.1 審査基本料

認定審査の立案、実施のための調整業務、審査計画書の作成、是正処置のレビュー、審査報告書作成、及び審査報告書のレビュー等にかかる料金。

4.2.2 審査料

文書レビュー、現地審査及び現地訪問の料金。ICT 等を利用し遠隔地で実施する場合も審査料の適用対象となる。マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、製品認証機関、温室効果ガス妥当性確認・検証機関の工数は、0.25 時間（15 分）単位とし、

端数は切り捨てる。

4.2.3 認定審査料（試験所・校正機関・サンプリング機関、臨床検査室、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、バイオバンクのみ）

4.1.2 及び 4.2.1～4.2.2 の料金／費用をまとめた名称。

4.2.4 審査付帯費用

現地審査の実施に伴う移動費及び宿泊費等の費用。

4.2.4.1 移動費（相当額）

審査員が現地審査に赴くための往復の移動交通費で、本協会を起点とする一般的な旅費を基準に定額とする。ただし、同一の機関の複数の事務所及び事業所、適合性評価活動の実施場所等を同一審査員が連続する日程で実施する場合の移動費は実費相当額とする。

4.2.4.2 宿泊費（相当額）

現地審査等の実施のため宿泊に要する費用で、附属書 H の全ての地域において、宿泊費を請求する。

対象となる宿泊数の計算は次のとおりとする。

a）審査が午前中に開始される場合は、審査前日から審査終了前日までの宿泊数。

b）審査が午後から開始される場合は、審査初日から審査終了前日までの宿泊数。

注）試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、臨床検査室及びバイオバンクにおいては、全ての認定審査において審査開始時刻によらず、審査前日から審査終了前日までの宿泊数とする。

4.2.4.3 旅行諸費用

認定審査実施のために海外出張を要する場合、本協会が適正と判断した移動対価・旅行諸費用（通信費・空港使用税・予防注射料等）を請求する。

4.2.4.4 各種検査費用

認定審査実施のために各種検査を要する場合、検査にかかる費用及び検査場所への移動にかかる交通費、宿泊費を請求する。

4.3 年間ライセンス料

機関が、認定下の適合性評価活動（認定シンボル付き若しくは認定を受けていることの表明を行う認証文書､報告書又は証明書の発行を含む)を行うための費用であり、本協会が認定の制度を維持・管理するため、協会運営費用（国際相互承認対応や各種委員会の運営費用、普及啓発事業などを含む）に充当するもの。機関の認定が一時停止期間中であっても、本協会は附属書 F に示す請求時期に年間ライセンス料を機関に請求する。

また、年間ライセンス料の対象期間内に、本協会が認定の全部又は一部の取消し又は縮小を決定した場合（機関による認定の自主返上を含む）でも、本協会は年間ライセンス料の全部又は一部を機関に返金しない。

５．請求

本協会は、４項の料金／費用について、原則として、附属書 F に示す請求時期に請求

する。支払期限は請求書発行日の翌月末とする。

a) 公平性、透明性の確保のため、定められた附属書に基づく料金を個別に増減することなく、一律に請求する。

b) 認定審査の結果の如何、及び認定の地位の如何に拘わらず、適用される料金を請求する。

c) 料金算定根拠となる機関からの申告内容に不明点又は疑問がある場合、本協会はその申告内容について調査及び確認を行う。

d) 本協会が実施した認定の活動によって生じた債権の回収、又は債権等の保全のための処置を行った場合、それに要した全ての費用を請求する。この費用には第三者に支払った費用と、被った損害にかかる賠償額を含む。

e) 請求する全ての料金及び費用には請求日における消費税率で消費税を加算し、附属書 F に示す請求時期に請求を実施する。

6．支払い

a) 支払方法は本協会指定の銀行口座への振込み又は送金とする。

b) 振込手数料は機関にて負担とする。

c) 請求書に示す支払期限内に支払う。

d) 手形、小切手は受け付けない。

7．遅延・滞納、及び不正確な申告

本協会は誓約書又は契約書に定めるとおり、本協会の定める支払期限までに請求した料金の全額が支払われない場合、及び、5 c)項の調査や確認の結果、申告内容が不正確であることが判明した場合、次の処置をとることがある。

a) 認定サービスの提供の中止、又は中断。

b) a)に伴う、認定の一時停止。

c) 認定契約の解除とそれに伴う認定の取消し。

d) 遅延損害金の請求及び回収費用の請求。

8．認定審査が変更、中断、中止となった場合

本協会は、事前に合意した認定審査（文書、現地審査等）に対して機関からの通知に基づく変更（審査日程、審査チームの資格や専門性等の変更）、中断、又は認定審査が認定の手順に基づき中止した場合は、係る認定審査について、変更によって生じた業務に要する費用、その時点までに実施された作業と審査に要した費用、及び該当する場合 8.2 項のキャンセル料を精算し、料金を請求する。

8.1 料金の変更

申請受理後に申請内容の変更があった場合、変更内容に応じ、申請料を含む各種料金が変更になることがある。

8.2 キャンセル料

機関の申し出又は機関の事情によって認定審査を延期又は中断、中止する場合、次のキャンセル料を適用する。

1）返金されない審査付帯費用の実費（交通費、宿泊費）

2）キャンセル料

a）マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、製品認証機関、温室効果ガス妥当性確認・検証機関の場合

機関と本協会との間で合意された審査開始予定日より遡って（暦日）、

・6 週間より前：キャンセル料なし

（同じ曜日の本協会の営業時間終了前までに機関からの通知を受領した場合）

・6 週間から 1 週間前：キャンセルされた審査の審査基本料※1 の 70%※2

・7 日未満：キャンセルされた審査の審査基本料※1 の 70%※2 と、認定審査員 1 人につき 1 日あたり 25,000 円の合計

（但し、現地審査開始後の機関都合による審査の中止、延期については、実施済みの審査費用を請求）

※1 審査基本料が 20 万円以下の場合は、一律 20 万円として各キャンセル料を算定する。

※2 審査日程以外の審査計画に変更が発生しない延期の場合は、審査基本料の 20%。

b）試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、臨床検査室、バイオバンクの場合

審査実施通知書の発行以降、一律 20 万円とする。

8.3 キャンセル料の免除

次の各項のいずれかに該当する場合は、8.2 項の各事項に基づく料金、及び費用を免除する。

a）災害、天候不良や事故等による交通機関の麻痺によって審査が実施できない場合。

b）立会先組織からのやむを得ない理由での申し出による組織審査の延期又はキャンセルの場合

（やむを得ない理由とは、組織への規制当局等の立ち入り検査、計画外の操業停止、関係者の不慮の事故等）。

c）スキームオーナーが認める理由で適合性評価活動への立会が延期又はキャンセルされた場合。

９．認定の地位が変更となった場合（一時停止及び取消し）

本協会は、機関の認定を一時停止、又は取消しを決定した場合、その時点で未請求の料金及び費用がある場合は、係る料金及び費用を請求する。

１０．前受金

本協会は、機関の活動実績、財務状況、過去の支払状況及びその他の事情等を総合的に勘案し、必要と判断した場合に、機関に対して 4.2 項に定める審査関連費用の全部又は一部を前受金として請求する。

本協会は、附属書 G に定める審査料の請求時に前受金を精算し、不足額がある場合にはこれを追加請求し、残額がある場合には速やかに当該機関へ返還する。

本協会は、8 項に基づき当該機関に本協会への支払い義務が生じた場合には、前受金の全部又は一部を当該支払いに充当することができる。

前受金の支払及び返還に係る振込手数料は、機関の負担とする。前受金には利息を付さない。

本協会が指定する期日までに当該機関から前受金全額の支払いが確認できない場合、7 項及び 8 項に基づき対応する。

１１．特例措置

本協会は、この規程の料金について、期限を定め、特別措置を採ることがある。この場合、あらかじめウェブサイト等でその内容を公表する。

附則

a) マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、製品認証機関、温室効果ガス妥当性確認・検証機関の場合

初回審査：申請書類受領日が 2026 年 8 月 1 日以降の申請から適用。

拡大審査：申請の受理日が 2026 年 8 月 1 日以降の申請から適用。

再審査：事前提出資料の受付日が 2026 年 8 月 1 日以降の申請から適用。

サーベイランス審査、臨時審査：

「審査実施について」の発行日が 2026 年 8 月 1 日以降の審査から適用。

組織審査立会（マネジメントシステム認証機関）：

「審査実施について」の発行日が 2026 年 8 月 1 日以降の審査から適用。

年間ライセンス料：附属書 F の請求時期が 2027 年 4 月 1 日以降のものから適用。

（事前送付する「年間ライセンス料のお知らせ」は順次改定）

前受金：請求時期が 2026 年 8 月 1 日以降の申請から適用。

その他手数料等：2026 年 8 月 1 日以降に請求するものから適用。

b) 試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、臨床検査室、バイオバンクの場合

申請料：附属書 F の請求時期が 2027 年 4 月 1 日以降のものから適用。

審査関連費用：次のとおり適用。

（初回審査）2027 年 4 月 1 日以降に申請が受理された審査。

（サーベイランス審査、再審査）2026 年 12 月 1 日以降に「審査のお知らせ」が発行された審査。

（拡大審査）2027 年 4 月 1 日以降に申請が受理された審査及び 2026 年 12 月 1 日以降に「審査のお知らせ」が発行されたサーベイランス審査、再審査と同時に実施される拡大審査。

（臨時審査）2027 年 4 月 1 日以降に臨時審査のお知らせが通知された審査。

年間ライセンス料：附属書 F の請求時期が 2027 年 4 月 1 日以降のものから適用。

前受金：請求時期が 2026 年 8 月 1 日以降の申請から適用。

附属書A マネジメントシステム認証機関の料金

1. 手数料等 （マネジメントシステム認証機関）

（単位：円・税抜）

		初回認定申請	認定周期の更新申請	サブスキーム拡大申請	新たな分野・カテゴリの拡大申請	認定を保有する分野・カテゴリ内の拡大申請	事業所(*2)の拡大申請
申請料	基本	500,000	300,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算(*1)	200,000 / サブスキーム追加ごと	200,000 / サブスキーム追加ごと	200,000 / サブスキーム追加ごと	20,000 / サブスキーム追加ごと	なし	50,000 × 追加サブスキーム数 × 拡大事業所数 ×2（海外の場合）
登録料	基本	500,000	300,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算(*1)	200,000 / サブスキーム追加ごと	200,000 / サブスキーム追加ごと(*3)	200,000 / サブスキーム追加ごと	20,000 / サブスキーム追加ごと	なし（認定証改定料を適用）	50,000 × 追加サブスキーム数 × 拡大事業所数 ×2（海外の場合）

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製（オプション）	認定証のレプリカ（複製）発行手数料 5,000（1組）

*1 サブスキーム加算について：二つ以上のサブスキームを申請する場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。ただし、本協会が他の関連するサブスキームとの組み合わせによる認定を要求しているセクタースキームは、加算対象から除外する。（AS-QMS(9100)、AS-QMS(9120)、TL-QMS、FSSC 22000、JFS-C）

*2 事業所について：拡大申請料及び登録料の対象となるのは、認証活動の全て又は主要な活動を行う機関の事業所。

*3 認定周期の更新登録料は、更新決定迄に拡大が認定されたサブスキームも含め、更新決定時に認定範囲に含む全てのサブスキームを加算対象とする。

2. 審査関連費用 （マネジメントシステム認証機関）

（単位：円・税抜）

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">初回審査
(*4)</td><td>サーベイランス審査(*4)</td><td>再審査
(*4)</td><td>サブスキーム拡大
(*1) (*4)</td><td>新たな分野・カテゴリ / 認定を保有する分野・カテゴリ内の拡大 (*1) (*4)</td><td>組織審査立会</td><td>臨時審査
(*4) (*5) / 事業所の拡大(*1)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基本料
(*3)</td><td colspan="8">基本料単価：161,000 / 人日(*2)</td></tr>
<tr><td colspan="2">4.0 人日＋
1.0 人日 / サブスキーム追加ごと</td><td>2.0 人日＋
0.5 人日 / サブスキーム追加ごと</td><td>3.0 人日＋
0.75 人日 / サブスキーム追加ごと</td><td>2.0 人日＋
0.5 人日 / サブスキーム追加ごと

1.0 人日＋
0.5 人日 / サブスキーム追加ごと
(サーベイランス審査・再審査と同時実施の場合)</td><td>0.5 人日
(事務所審査あり)

0.25 人日
(事務所審査なし、又はサーベイランス審査・再審査と同時実施の場合)</td><td>0.5 人日 / 審査</td><td>1.0～4.0 人日</td></tr>
<tr><td>追加基本料</td><td colspan="8">1 審査プロジェクトにつき 6 件以上の不適合が検出された場合の是正処置レビューにかかる料金。
6～10 件 0.25 人日、11 件以上 0.5 人日</td></tr>
<tr><td>審査料（文書、現地、立会等の審査費用）</td><td colspan="8">審査料単価：23,000 / 時間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査付帯費用</td><td rowspan="2">移動費</td><td colspan="3">審査先への移動
（本協会から審査先まで）</td><td colspan="2">サイト間移動
（同一機関の審査先の間の移動）</td><td colspan="2">海外における審査</td></tr>
<tr><td colspan="3">定額（附属書 H による）</td><td colspan="2">実費</td><td colspan="2" rowspan="2">本協会旅費規程に基づく実費
（国内移動及び航空券、宿泊費）
及び移動拘束対価</td></tr>
<tr><td>宿泊費</td><td colspan="5">13,000 × 審査員数 × 泊数</td></tr>
</table>

*1 サーベイランス審査又は再審査の実施時に拡大審査を行う場合は、それぞれの審査基本料に拡大審査基本料の該当する人日数を加算する。
（対象サブスキーム数は認定を保有するサブスキームと拡大するサブスキームの合計数となる）

*2 1 人日は 7.0 時間とする。

*3 サブスキーム追加について：二つ以上のサブスキームが審査対象である場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。ただし、本協会が他の関連するサブスキームとの組み合わせによる認定を要求しているセクタースキームは、加算対象から除外する。（AS-QMS (9100)、AS-QMS (9120)、TL-QMS、FSSC 22000、JFS-C）

*4 組織審査立会の審査基本料は別途請求する。

*5 審査目的/内容により本協会が決定する。臨時審査の内容が組織審査立会の場合は、組織審査立会の審査基本料を適用する。

3. 年間ライセンス料 （マネジメントシステム認証機関）

サブスキームライセンス料と年収リンクライセンス料の合計を年間ライセンス料とする。

本協会から各機関の年度末決算後 2 か月を目途に年収リンクライセンス料参照データのご提出をお願いします。提出された参照データの確認後、1 か月以内に算出して請求します。

本協会から初めて認定された年度は、サブスキームライセンス料を、認定日の属する月から認定日の属する機関の事業年度末まで、月割りで請求します。ただし、認定（認定日）から事業年度末までの日数が 6 か月未満の場合は請求しません。

（単位：円・税抜）

<table>
<tr><td rowspan="2">サブスキームライセンス料 (*1)</td><td>対象サブスキーム</td><td colspan="6">200,000 / サブスキーム</td></tr>
<tr><td>セクタースキーム (*3)</td><td colspan="6">100,000 / セクタースキーム</td></tr>
<tr><td rowspan="4">年収リンクライセンス料 (*2)</td><td rowspan="2">固定額</td><td>100 百万 未満</td><td>100～200 百万未満</td><td>200 百万～500 百万 未満</td><td>500 百万～1,000 百万未満</td><td>1,000 百万～2,000 百万未満</td><td>2,000 百万以上</td></tr>
<tr><td>20 万</td><td>120 万</td><td>200 万</td><td>410 万</td><td>8 百万</td><td>12 百万</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変動額</td><td>収入控除なし</td><td>収入控除 100 百万</td><td>収入控除 200 百万</td><td>収入控除 500 百万</td><td>収入控除 1,000 百万</td><td>収入控除 2,000 百万</td></tr>
<tr><td>1%</td><td>控除後収入の 1%</td><td>控除後収入の 0.8%</td><td>控除後収入の 0.7%</td><td>控除後収入の 0.4%</td><td>控除後収入の 0.3%</td></tr>
</table>

*1 サブスキームライセンス料は、機関の期末決算日に機関の認定範囲に含まれる（一時停止中を含む）認定サブスキームの種類及び数によって計算する。

*2 年収リンクライセンス料は、機関の期末決算日における本協会の認定下の認証活動による収入の額によって計算する。（JAB 認定シンボル付き認証を対象とする）

*3 セクタースキームとは、1.手数料等 の*1 に示す、他のプログラムとの組み合わせによる認定取得を本協会が要求するサブスキームで、AS-QMS (9100)の認定取得を条件とする AS-QMS (9100)、AS-QMS (9120)、TL-QMS、及び FSMS の認定取得を条件とする FSSC 22000、JFS-C を指す。

［年収リンクライセンス料について］

本協会に認定された各マネジメントシステム認証の JAB 認定シンボル付き認証対象における年間（前事業年度）事業収入（認定された各マネジメントシステム認証と各固有認定基準の収入の合算）を参照し、合算した年収に応じた料率を適用しております。同一法人内に複数のマネジメントシステム認証機関が認定を取得している場合は、それぞれの対象となる年収額を合算し、対応した料率を適用します。

A）参照データ

a）事業収入:本協会から認定されている JAB 認定シンボル付き認証対象における前事業年度の売上額、又は収入額審査料、認証文書発行手数料等の収入を含みます

b）控除費用：対象となる認証審査の直接費用である審査員の交通費・宿泊費、ライセンス料等スキームオーナーへの支払のみとします。

B）年間ライセンス料対象事業収入

年間ライセンス料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項のａ）b)から次の算式で求めます。

認定範囲内事業収入＝ａ)事業収入－ｂ)控除費用

C）算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額と合計します。

D）参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせて頂きます。

附属書 B 要員認証機関の料金

1. 手数料等 （要員認証機関）

（単位：円・税抜）

		初回認定申請	認定周期の更新申請	サブスキーム拡大申請	新たな分野(*3)の拡大申請	事業所(*2)の拡大申請
申請料	基本	400,000	200,000	200,000	30,000	100,000
	サブスキーム加算(*1)	200,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと	20,000 / サブスキーム追加ごと	50,000 × 追加サブスキーム数 × 拡大事業所数 ×2（海外の場合）
登録料	基本	300,000	200,000	200,000	30,000	100,000
	サブスキーム加算(*1)	100,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと(*4)	100,000 / サブスキーム追加ごと	20,000 / サブスキーム追加ごと	50,000 × 追加サブスキーム数 × 拡大事業所数 ×2（海外の場合）

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製（オプション）	認定証のレプリカ（複製）発行手数料 5,000（1 組）

*1 サブスキーム加算について：二つ以上のサブスキームを申請する場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。

*2 事業所について：拡大申請料及び登録料の対象となるのは、認証活動の全て又は主要な活動を行う機関の事業所。

*3 「溶接士」は、「分野」として取り扱う。

*4 認定周期の更新登録料は、更新決定迄に拡大が認定されたサブスキームも含め、更新決定時に認定範囲に含む全てのサブスキームを加算対象とする。

2. 審査関連費用 （要員認証機関）

（単位：円・税抜）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>初回審査
(*4)</th><th>サーベイランス審査
(*4)</th><th>再審査
(*4)</th><th>サブスキーム拡大
(*1) (*4)</th><th>新たな分野(*6)の拡大
(*1) (*4)</th><th>認証活動立会 /
要員評価立会</th><th>臨時審査
(*4) (*5) /
事業所の拡大(*1)</th></tr>
<tr><td colspan="2">審査基本料
(*3)</td><td colspan="7">基本料単価：161,000 / 人日(*2)</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>2.0 人日＋
0.5 人日 /
サブスキーム
追加ごと</td><td>1.0 人日＋
0.25 人日 /
サブスキーム
追加ごと</td><td>1.5 人日＋
0.25 人日 /
サブスキーム
追加ごと</td><td>1.0 人日＋
0.25 人日 /
サブスキーム
追加ごと

0.5 人日＋
0.25 人日 /
サブスキーム
追加ごと
(サーベイランス審査・再審査と同時実施の場合)</td><td>0.5 人日
(事務所審査あり)

0.25 人日
(事務所審査なし、又はサーベイランス審査・再審査と同時実施の場合)</td><td>0.25 人日
/審査</td><td>0.5～2.0
人日</td></tr>
<tr><td colspan="2">追加基本料</td><td colspan="7">1 審査プロジェクトにつき 6 件以上の不適合が検出された場合の是正処置レビューにかかる料金。
6～10 件 0.25 人日、11 件以上 0.5 人日</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査料（文書、現地、立会等の審査費用）</td><td colspan="7">審査料単価：23,000 / 時間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査付帯費用</td><td rowspan="2">移動費</td><td colspan="2">審査先への移動
（本協会から審査先まで）</td><td colspan="2">サイト間移動
（同一機関の審査先の間の移動）</td><td colspan="3">海外における審査</td></tr>
<tr><td colspan="2">定額（附属書 H による）</td><td colspan="2">実費</td><td colspan="3" rowspan="2">本協会旅費規程に基づく実費
（国内移動及び航空券、宿泊費）
及び移動拘束対価</td></tr>
<tr><td>宿泊費</td><td colspan="4">13,000 × 審査員数 × 泊数</td></tr>
</table>

*1 サーベイランス審査又は再審査の実施時に拡大審査を行う場合は、それぞれの審査基本料に拡大審査基本料の該当する人日数を加算する。
（対象サブスキーム数は認定を保有するサブスキームと拡大するサブスキームの合計数となる）

*2 1 人日は 7.0 時間とする。

*3 サブスキーム追加について：二つ以上のサブスキームが審査対象である場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。

*4 認証活動立会/要員評価立会の審査基本料は別途請求する。

*5 審査目的/内容により本協会が決定する。臨時審査の内容が認証活動立会/要員評価立会の場合は、認証活動立会/要員評価立会の審査基本料を適用する。

*6 「溶接士」は、「分野」として取り扱う。

3. 年間ライセンス料 （要員認証機関）

認証件数に応じた固定額と変動額の合計を年間ライセンス料とする。

本協会から各機関の事業年度初日付の認証件数を 2 か月以内にご提出ください。提出された認証件数確認後、1 か月以内に算出して請求します。

本協会から初めて認定された年度は、最低固定額 200,000 円を、認定日の属する月から認定日の属する機関の事業年度末まで、月割りで請求します。ただし、認定（認定日）から事業年度末までの日数が 6 か月未満の場合は請求しません。

（単位：円・税抜）

認証件数	1～10,000	10,001～100,000	100,001～
固定額	200,000	1,200,000	3,000,000
変動額	認証数×100	(認証数 - 10,000)×20	(認証数 - 100,000)×7

［年間ライセンス料について］

本協会に認定された要員認証の範囲内における認証件数に応じた単価を適用しております。

A）認証件数

本協会から認定されている範囲内における認証件数。資格ーサブスキームごとにカウント。認証した要員数や、認証証明書の枚数ではありません。

例 1) 溶接技能者認証機関において、溶接技能者 A が手溶接、チタン溶接技術において認証されている場合、認証件数は 2。

例 2) マネジメントシステム審査員認証機関において、審査員 B が QMS 及び FSMS の範囲において認証されている場合、認証件数は 2。

B）算出

A)の認証件数の範囲に応じて、料金表にある変動額を算出し、該当する固定額と合計します。

C）参照データの確認

ご提出頂いた認証件数について、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせて頂きます。

附属書 C 製品認証機関の料金

1. 手数料等 (製品認証機関)

(単位 : 円・税抜)

		初回認定申請	認定周期の更新申請	サブスキーム拡大申請	新たな分野の拡大申請	認定を保有する分野内の拡大申請	事業所(*2)の拡大申請
申請料	基本	400,000	200,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算 (*1)	200,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと	20,000 / サブスキーム追加ごと	なし	50,000 × 追加サブスキーム数 × 拡大事業所数 ×2 (海外の場合)
登録料	基本	300,000	200,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算 (*1)	100,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと(*3)	100,000 / サブスキーム追加ごと	20,000 / サブスキーム追加ごと	なし (認定証改定料を適用)	50,000 × 追加サブスキーム数 × 拡大事業所数 ×2 (海外の場合)

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製 (オプション)	認定証のレプリカ (複製) 発行手数料 5,000 (1 組)

*1 サブスキーム加算について : 二つ以上のサブスキームを申請する場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。

*2 事業所について : 拡大申請料及び登録料の対象となるのは、認証活動の全て又は主要な活動を行う機関の事業所。

*3 認定周期の更新登録料は、更新決定迄に拡大が認定されたサブスキームも含め、更新決定時に認定範囲に含む全てのサブスキームを加算対象とする。

2. 審査関連費用 (製品認証機関)

(単位 : 円・税抜)

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>初回審査
(*4)</th><th>サーベイランス審査
(*4)</th><th>再審査
(*4)</th><th>サブスキーム拡大
(*1) (*4)</th><th>新たな分野の拡大 / 認定を保有する分野内の拡大
(*1) (*4)</th><th>実地審査立会</th><th>臨時審査
(*4) (*5) / 事業所の拡大(*1)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基本料
(*3)</td><td colspan="8">基本料単価 : 161,000 / 人日(*2)</td></tr>
<tr><td>2.0 人日＋
0.5 人日 / サブスキーム追加ごと</td><td>1.0 人日＋
0.25 人日 / サブスキーム追加ごと</td><td>1.5 人日＋
0.25 人日 / サブスキーム追加ごと</td><td>1.0 人日＋
0.25 人日 / サブスキーム追加ごと

0.5 人日＋
0.25 人日 / サブスキーム追加ごと
(サーベイランス審査・再審査と同時実施の場合)</td><td>0.5 人日
(事務所審査あり)

0.25 人日
(事務所審査なし、又はサーベイランス審査・再審査と同時実施の場合)</td><td>0.25 人日
/審査</td><td>0.5～2.0
人日</td></tr>
<tr><td colspan="2">追加基本料</td><td colspan="7">1 審査プロジェクトにつき 6 件以上の不適合が検出された場合の是正処置レビューにかかる料金。
6～10 件 0.25 人日、11 件以上 0.5 人日</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査料（文書、現地、立会等の審査費用）</td><td colspan="7">審査料単価 : 23,000 / 時間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査付帯費用</td><td rowspan="2">移動費</td><td colspan="2">審査先への移動
(本協会から審査先まで)</td><td colspan="2">サイト間移動
(同一機関の審査先の間の移動)</td><td colspan="2">海外における審査</td></tr>
<tr><td colspan="2">定額（附属書 H による）</td><td colspan="2">実費</td><td colspan="2" rowspan="2">本協会旅費規程に基づく実費
(国内移動及び航空券、宿泊費)
及び移動拘束対価</td></tr>
<tr><td>宿泊費</td><td colspan="4">13,000 × 審査員数 × 泊数</td></tr>
</table>

*1 サーベイランス審査又は再審査の実施時に拡大審査を行う場合は、それぞれの審査基本料に拡大審査基本料の該当する人日数を加算する。
(対象プログラム数は認定を保有するサブスキームと拡大するサブスキームの合計数となる)

*2 1 人日は 7.0 時間とする。

*3 サブスキーム追加について : 二つ以上のサブスキームが審査対象である場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。

*4 実地審査立会の審査基本料は別途請求する。

*5 審査目的/内容により本協会が決定する。臨時審査の内容が実地審査立会の場合は、実地審査立会の審査基本料を適用する。

3. 年間ライセンス料 （製品認証機関）

サブスキームライセンス料と年収リンクライセンス料の合計を年間ライセンス料とする。

本協会から各機関の年度末決算後 2 か月を目途に年収リンクライセンス料参照データのご提出をお願いします。提出された参照データの確認後、1 か月以内に算出して請求します。

本協会から初めて認定された年度は、サブスキームライセンス料を、認定日の属する月から認定日の属する機関の事業年度末まで、月割りで請求します。ただし、認定（認定日）から事業年度末までの日数が 6 か月未満の場合は請求しません。

（単位：円・税抜）

サブスキーム ライセンス料(*1)		50,000/サブスキーム		
年収 リンク ライセ ンス料 (*2)	固定額	100 百万 未満	100～1,000 百万 未満	1,000 百万 以上
		10 万	60 万	330 万
	変動額	収入控除なし	収入控除 100 百万	収入控除 1,000 百万
		0.5%	控除後収入の 0.3%	控除後収入の 0.2%

*1 サブスキームライセンス料は、機関の期末決算日に機関の認定範囲に含まれる（一時停止中を含む）認定サブスキームの種類及び数によって計算する。

*2 年収リンクライセンス料は、機関の期末決算日における本協会の認定下の認証活動による収入の額によって計算する。

［年収リンクライセンス料について］

本協会に認定された製品認証の範囲内における年間(前事業年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

A）参照データ

a）事業収入：本協会から認定されている範囲内における前事業年度の売上額、又は収入額審査料、認証文書発行手数料等の収入を含みます

b）控除費用：対象となる認定範囲における審査等の事業活動に要した直接費用である審査員・評価員・試験員の交通費・宿泊費、ライセンス料等スキームオーナーへの支払のみとします。

B）認定範囲内事業収入

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項のａ）ｂ)から次の算式で求めます。

認定範囲内事業収入＝ａ)事業収入－ｂ)控除費用

C）算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額と合計します。

D）参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせて頂きます。

附属書D 温室効果ガス妥当性確認・検証機関の料金

1. 手数料等（温室効果ガス妥当性確認・検証機関）

（単位：円・税抜）

		初回認定申請	認定周期の更新申請	サブスキーム拡大申請(*3)	新たなカテゴリの拡大申請	事業所(*2)の拡大申請
申請料	基本	400,000	200,000	200,000	30,000	100,000
	サブスキーム加算(*1)	200,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと	20,000 / サブスキーム追加ごと	50,000 × 追加サブスキーム数 × 拡大事業所数 ×2（海外の場合）
登録料	基本	300,000	200,000	200,000	30,000	100,000
	サブスキーム加算(*1)	100,000 / サブスキーム追加ごと	100,000 / サブスキーム追加ごと(*4)	100,000 / サブスキーム追加ごと	20,000 / サブスキーム追加ごと	50,000 × 追加サブスキーム数 × 拡大事業所数 ×2（海外の場合）

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製（オプション）	認定証のレプリカ（複製）発行手数料 5,000（1組）

*1 サブスキーム加算について：二つ以上のサブスキームを申請する場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。
*2 事業所について：拡大申請料及び登録料の対象となるのは、認証活動の全て又は主要な活動を行う機関の事業所。
*3 ISO 14064-2 は、プロジェクト妥当性確認とプロジェクト検証をそれぞれひとつのサブスキームとして取り扱う。
*4 認定周期の更新登録料は、更新決定迄に拡大が認定されたサブスキームも含め、更新決定時に認定範囲に含む全てのサブスキームを加算対象とする。

2. 審査関連費用 （温室効果ガス妥当性確認・検証機関）

（単位：円・税抜）

		初回審査 (*4)	サーベイランス審査 (*4)	再審査 (*4)	サブスキーム拡大 (*1) (*4)	カテゴリ拡大 (*1) (*4)	実地審査立会	臨時審査 (*4) (*5) / 事業所の拡大(*1)
審査基本料 (*3)		基本料単価：161,000 / 人日(*2)						
		2.0 人日＋ 0.5 人日 / サブスキーム追加ごと	1.0 人日＋ 0.25 人日 / サブスキーム追加ごと	1.5 人日＋ 0.25 人日 / サブスキーム追加ごと	1.0 人日＋ 0.25 人日 / サブスキーム追加ごと 0.5 人日＋ 0.25 人日 / サブスキーム追加ごと (サーベイランス審査・再審査と同時実施の場合)	0.5 人日 (事務所審査あり) 0.25 人日 (事務所審査なし、又はサーベイランス審査・再審査と同時実施の場合)	0.25 人日 /審査	0.5～2.0 人日
追加基本料		1 審査プロジェクトにつき 6 件以上の不適合が検出された場合の是正処置レビューにかかる料金。 6～10 件 0.25 人日、11 件以上 0.5 人日						
審査料（文書、現地、立会等の審査費用）		審査料単価：23,000 / 時間						
審査付帯費用	移動費	審査先への移動 (本協会から審査先まで)		サイト間移動 (同一機関の審査先の間の移動)		海外における審査		
		定額（附属書 H による）		実費		本協会旅費規程に基づく実費 (国内移動及び航空券、宿泊費) 及び移動拘束対価		
	宿泊費	13,000 × 審査員数 × 泊数						

*1 サーベイランス審査又は再審査の実施時に拡大審査を行う場合は、それぞれの審査基本料に拡大審査基本料の該当する人日数を加算する。
（対象サブスキーム数は認定を保有するサブスキームと拡大するサブスキームの合計数となる）
*2 1 人日は 7.0 時間とする。
*3 サブスキーム追加について：二つ以上のサブスキームが審査対象である場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。
ISO 14064-2 は、プロジェクト妥当性確認とプロジェクト検証をそれぞれひとつのサブスキームとして取り扱う。
*4 実地審査立会の審査基本料は別途請求する。
*5 審査目的/内容により本協会が決定する。臨時審査の内容が実地審査立会の場合は、実地審査立会の審査基本料を適用する。

3. 年間ライセンス料 （温室効果ガス妥当性確認・検証機関）

サブスキームライセンス料と年収リンクライセンス料の合計を年間ライセンス料とする。

本協会から各機関の年度末決算後 2 か月を目途に年収リンクライセンス料参照データのご提出をお願いします。提出された参照データの確認後、1 か月以内に算出して請求します。

本協会から初めて認定された年度は、サブスキームライセンス料を、認定日の属する月から認定日の属する機関の事業年度末まで、月割りで請求します。ただし、認定（認定日）から事業年度末までの日数が 6 か月未満の場合は請求しません。

（単位：円・税抜）

サブスキーム ライセンス料(*1)		50,000/サブスキーム		
年収 リンク ライセ ンス料 (2)	固定額	100 百万 未満	100～1,000 百万 未満	1,000 百万 以上
		10 万	60 万	330 万
	変動額	収入控除なし	収入控除 100 百万	収入控除 1,000 百万
		0.5%	控除後収入の 0.3%	控除後収入の 0.2%

*1 サブスキームライセンス料は、機関の期末決算日に機関の認定範囲に含まれる（一時停止中を含む）認定サブスキームの種類及び数によって計算する。ISO 14064-2 は、プロジェクト妥当性確認とプロジェクト検証をそれぞれひとつのサブスキームとして取り扱う。

*2 年収リンクライセンス料は、機関の期末決算日における本協会の認定下の妥当性確認・検証価活動による収入の額によって計算する。

［年収リンクライセンス料について］

本協会に認定された範囲内における年間(前事業年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

A）参照データ

a）事業収入：本協会から認定されている範囲内における前事業年度の売上額、又は収入額審査料、声明書発行手数料等の収入を含みます

b）控除費用：対象となる認定範囲における審査等の事業活動に要した直接費用である審査員の交通費・宿泊費のみとします。

B）認定範囲内事業収入について

年間ライセンス料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項のａ） b)から次の算式で求めます。

認定範囲内事業収入＝ａ)事業収入－ｂ)控除費用

C）算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固

定額と合計します。

D）参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせて頂きます。

附属書 E 試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、臨床検査室、バイオバンクの料金

1. 申請料

a) 試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者の場合

(単位：円・税抜)

		初回認定申請(*1)	認定周期の更新申請(*1)	認定拡大申請(*1、*3)
申請料	基本	100,000	100,000	100,000
	分野加算(*2)	50,000/分野追加ごと	50,000/分野追加ごと	50,000/分野追加ごと

*1 分野加算について：二つ以上の分野を申請する場合、二つ目の分野から分野ごとに加算される。ただし、次の場合は加算対象外とする。

・M26、M27、M32 の 3 分野中 2 つ以上を同時に申請する場合、又は 3 分野中いずれかの分野が既に認定されている場合に残りの分野を拡大する場合

・校正機関、標準物質生産者、検査機関及び技能試験提供者の場合（分野数は常に 1）

*2 拡大申請料の対象となる認定範囲及び事業所の追加は RL200 参照

b) 臨床検査室、バイオバンクの場合

(単位：円・税抜)

	初回認定申請	認定周期の更新申請	認定拡大申請(*1)
申請料	100,000	100,000	100,000

*1 拡大申請料の対象となる認定範囲及び事業所は RL200 参照

2. 審査関連費用

2.1 認定審査料

審査実施通知書が送付された時点での審査対象となっている認定範囲の規模に応じて本協会規定により認定審査料を決定し、審査の結果判定後に請求します。

2.2 審査付帯費用

(単位：円・税抜)

<table>
<tr><td rowspan="3">審査
付帯費用</td><td rowspan="2">移動費</td><td>審査先への移動
(本協会から審査先まで)</td><td>サイト間移動
(同一機関の審査先の間の移動)</td><td>海外における審査</td></tr>
<tr><td>定額（附属書Ｈによる）</td><td>実費</td><td rowspan="2">本協会旅費規程に基づく実費
(国内移動及び航空券、宿泊費)
及び移動拘束対価</td></tr>
<tr><td>宿泊費</td><td colspan="2">13,000×審査員数×泊数</td></tr>
</table>

3. 年間ライセンス料

3 月 31 日時点で認定されている認定範囲の規模に応じて本協会規定により年間ライセンス料を決定し、原則として翌年度（4 月 1 日～3 月 31 日）の認定月に、翌々年度の認定月末日迄の分として請求します。
本協会から初めて認定された年度は、認定時の認定範囲の規模に応じて本協会規定により年間ライセンス料を決定し、翌年の認定月末日迄の分として請求します。

附属書 F 請求時期

マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、製品認証機関、温室効果ガス妥当性確認・検証機関

	初回審査	サーベイランス審査 臨時審査 組織審査立会 実地審査立会	再審査 拡大審査
申請料	申請書類受領後 及び 申請受理後 (半額×2 回に分割)	—	申請受理／受付後
登録料	結果判定後	—	結果判定後
審査基本料 追加基本料 審査料 審査付帯費用	結果判定後	結果判定後	結果判定後

試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、臨床検査室、バイオバンク

	初回審査、再審査、拡大審査	サーベイランス審査、臨時審査
申請料	申請受理／受付後	—
認定審査料 審査付帯費用	結果判定後	結果判定後

年間ライセンス料	マネジメントシステム認証機関 要員認証機関 製品認証機関 温室効果ガス妥当性確認・検証機関	試験所・校正機関・サンプリング機関 臨床検査室、バイオバンク 検査機関 標準物質生産者 技能試験提供者 バイオバンク
初回認定時	結果判定後	結果判定後
認定翌年以降 (毎年)	各機関の期末決算後	認定月（有効期限月）

附属書 G 日本語以外の言語を使用する場合の料金(全認定スキーム共通)

・全ての審査プロジェクトにおいて、審査基本料、追加基本料、審査料、又は認定審査料を 25%割増し請求いたします。ただし、通訳を介する場合は、審査料は割増しいたしません。
・通訳を本協会が手配した場合は、その手配に係る費用を請求いたします。
・認定審査計画書、認定審査報告書、是正処置確認書等の翻訳及び翻訳内容のレビュー費用：都度、概算の見積り額を提示し、翻訳・レビュー完了次第最終的な確定費用を請求いたします。

注) 認定審査計画書、認定審査報告書、是正処置確認書等の内容に関する責任は、本協会にあります。また、本協会の認定審査において、他の認定機関の報告書の翻訳が必要な場合は本協会にて実施し、費用も請求いたします。

なお、適合性評価機関自身で、第三者に対し提示、又は提出するために翻訳した場合は、翻訳文を本協会へ提出いただきます。また、この場合、本協会にてレビューは実施いたしません。

附属書 H 国内定額移動費 （全ての認定スキーム共通）

単位：円 （税抜）

地域	料金	対象都道府県
北海道	56,000	北海道
北東北	35,000	青森県、秋田県、岩手県
南東北 1	42,000	山形県
南東北 2	21,000	宮城県、福島県
北関東	7,000	山梨県、茨城県、栃木県、群馬県
南関東	2,000	埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都
信越	21,000	新潟県、長野県
北陸	28,000	富山県、石川県、福井県
中部	21,000	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
関西	35,000	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県
中国 1	56,000	鳥取県、島根県
中国 2	42,000	岡山県、広島県、山口県
四国	56,000	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州 1	42,000	福岡県、佐賀県
九州 2	56,000	長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	84,000	沖縄県

1. 上記の各料金は、審査要員 1 名あたりの往復料金です。
2. 離島（北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の 5 島を除く島）については、上記の表に拘わらず、審査計画段階で別途決定し通知することがあります。
3. 年間を通して、上記の金額を適用いたします。

様式番号 JAB NF18 REV.0

改　定　履　歴（公開文書用）

版番号	改　定　内　容　概　略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2010-04-01	認定業務マネジャー	理事会
	(中略)			
27	料金見直しに伴う改定	2020-03-06	業務部長	事務局長
28	附属書 E 及び F に、初めて認定された年度の維持料について追記	2020-03-25	業務部長	事務局長
29	・審査関連費用に臨時審査費用を追記 ・試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者、臨床検査室の維持料を変更 ・運用に伴う全体の記述見直し、補足	2021-10-01	業務部長	事務局長
30	・付帯費用（移動費、宿泊費）の単価及び条件の見直し ・維持料について一時停止中や維持料の対象期間中に認定取消し又は縮小となる場合の取扱いを追記 ・キャンセル料の算出方法の見直し ・預かり金の取扱いを追記 ・附属書 D の 1.手数料で認定拡大申請の不要項目を削除 ・附属書 E に FCC 向け EMC 試験所の取扱いを追記 ・附属書 F にバイオバンクを追記 ・全体の記述見直し	2025-03-04	CB/LAB 認定ユニット長共管	事務局長
31	・LAB 認定ユニットにおけるプロジェクト請求化に伴う見直し（認定証改定手数料及び認定証のレプリカ発行手数料の廃止、認定審査料の新設、キャンセル料算出方法の一部見直し、附属書の記述見直し） ・維持料の名称を年間ライセンス料に変更 ・預り金の名称を前受金に変更、請求条	2026-07-22	CB/LAB 認定ユニット長共管	事務局長

	件見直し ・附属書 F 初回審査申請料の請求時期を一部変更			

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3
NMF 芝ビル 2F
Tel.03-6823-5700　　Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。